

－内閣府（内閣府本府）－

子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大

3件 不当金額(支出) 2033万円
(前年度 3件 6597万円)

1 交付金の概要

放課後児童健全育成事業は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対して、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。本件事業には、複数の種類の事業があり、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業(以下「健全育成事業」)は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるためのものであり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

「放課後児童健全育成事業」の実施について等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一つの単位(この単位を「支援単位」とすることとされている。

また、「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の交付額は、各事業の区分ごとに定められた方法により算定した基準額を合算した額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(以下「基本額」)に国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額とすることとされている。そして、健全育成事業に係る基準額は、支援単位を構成する児童の数により算定される一支援単位当たりの年額、年間開所日数により算定される開所日数加算額、一定の開所時間を超える時間の年間平均時間数により算定される長時間開所加算額等を合算して算定することとされている。

2 検査の結果

3都県の3市区において、交付金の交付額の算定に当たり、支援単位において健全育成事業が実施されていない日を年間開所日数に含めたり、長時間開所加算額の年間平均時間数を誤って算定したりするなどしていた。このため、交付金計2033万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

兵庫県宝塚市は、27年度から29年度までの間に、27年度44支援単位、28年度53支援単位、29年度54支援単位において、健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計10億3902万円として兵庫県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計3億4633万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、実際には、土曜日に利用する児童が少数であることを踏まえて、土曜日に健全育成事業を実施する支援単位を集約していたため、土曜日に健全育成事業を実施していない支援単位があるのに、これらにおいても土曜日を年間開所日数に含めており、当該支援単位に係る土曜日の日数27年度計596日、28年度計850日、29年度計852日が過大に計上されていたことから、基本額が3611万円過大に算定されていた。このため、交付金1203万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
東京都	杉並区	子ども・子育て 支援交付金(放課 後児童健全育成)	平成 27～30	19億7851万 円	6億5948万 円	1855万 円	616万 円
静岡県	裾野市	同	30	5771万	1900万	708万	212万
兵庫県	宝塚市	同	27～29	10億3902万	3億4633万	3611万	1203万
計	3事業主体			30億7525万	10億2483万	6174万	2033万